

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和5年4月24日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和5年度 第405号 明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する調査検討業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日

(3) 委託業務の内容

本業務は、本村における終末期、看取りを意識した拠点づくりを行うにあたり、地域特性や医療・介護の状態を把握し事業指針を位置付けることを目的とする。

- 1 検討に必要な基礎資料の収集及び整理、分析に基づいての課題整理
- 2 本事業に適した官民連携による拠点のあり方と施設整備の提案
- 3 本事業によってもたらされるメリット及びデメリットの整理
- 4 在宅医療と介護の拠点づくり検討会等の運営支援

(4) 委託金額

金2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 令和5年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (6) 国や地方公共団体等において、在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する業務の実績を有していること。

3 業務委託者の選定方法

明日香村では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、終末期、看取りをも意識した持続可能で効果的な在宅医療と介護を含めた地域包括ケアのサービス提供体制のあり方とその拠点となる整備に向けた検討を行う調査業務の委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する調査検討業務に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和5年4月24日（月）～令和5年5月10日（水）
参加申込書の提出	令和5年4月24日（月）～令和5年5月10日（水）
質問票の提出	令和5年5月16日（火）
回答日	令和5年5月19日（金）
提案書の提出	令和5年5月24日（水）～令和5年5月31日（水）
ヒアリング	令和5年6月6日（火） 予定
審査結果の通知	令和5年6月中旬予定
契約の締結	令和5年6月下旬予定

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和5年4月24日（月）から令和5年5月10日（水）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

令和5年4月24日から令和5年5月7日の場合
明日香村役場 健康づくり課
〒634-0143 奈良県高市郡明日香村大字立部 745 番地
令和5年5月8日から令和5年5月10日の場合
明日香村役場 健康づくり課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村橋 21 番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードができます。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和5年4月24日（月）から令和5年5月10日（水）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

令和5年4月24日から令和5年5月7日の間に持参または郵送の着日の場合
明日香村役場 健康づくり課
〒634-0143 奈良県高市郡明日香村大字立部 745 番地
令和5年5月8日から令和5年5月10日に間に持参または郵送の着日の場合

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村橋 21 番地

(3) 提出書類

① 参加申込書（様式1）

② 資格調書（様式2）

※ 会社概要、国や地方公共団体等において、在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する業務の受託実績を詳細に記入してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便で令和5年5月10日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付けします。

6 質問票の提出

(1) 受付期間

令和5年5月16日（火）

（ただし、午前9時から午後5時まで）

(2) 質問方法

質問票（様式3）に質問内容を記入し、下記のファックス番号あて送信してください。尚、電話、口頭での質問は受け付けません。

ファックス番号 0744-54-5551（明日香村役場 健康づくり課あて）

(3) 回答

上記の受付日に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和5年5月19日（金）までにファックスで回答します。

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和5年5月24日（水）から令和5年5月31日（水）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋 21 番地

(3) 提出書類

① 提案書表紙（様式4）

② 業務実施体制及び実績（様式5）

1 本業務の担当者の経歴、保有資格及び手持業務の状況など詳細な実績を含みます。

2 国や地方公共団体等において、在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する業務の受託実績の業務名や内容、契約金などを含みます。

③ 提案書（様式6）

1 検討に必要な基礎資料の収集及び整理、分析に基づいての課題整理

本村における在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する検討を行う上で、必要な情報の内容および分析する手法について、具体的に提案してください。

2 本事業に適した官民連携による拠点のあり方と施設整備の提案

本村における在宅医療と介護を含めた拠点に必要な機能や面積および建設に係る概算費用を具体的に提案してください。

- 3 本事業によってもたらされるメリット及びデメリットの整理
国民健康保険制度、介護保険制度等における中長期的な村財政への影響など
- 4 在宅医療と介護の拠点づくり検討会等の運営支援
検討会メンバーに調査の状況や提案について、定期的にディスカッションを行い実現可能な拠点のあり方について共通理解を促進すること。なお、検討会等に必要な資料は受託者が準備するものとする。

④ 見積書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便で令和5年5月31日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付けします。

(5) 提出部数

正本1部、副本10部を提出

(6) その他

- ① 用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上
- ② 提案書表紙（様式4）を1ページとし、各ページに通し番号の記載
- ③ 提案書表紙（様式4）には、代表者の押印
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は終末期、看取りを意識した拠点づくり業務に係る公募型プロポーザル実施要領による

ものとしします。

10 問い合わせ先

令和5年4月24日から令和5年5月7日の間

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0143 奈良県高市郡明日香村大字立部 745 番地

令和5年5月8日から令和5年5月10日の間

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村橋 21 番地

なお、電話またはFAX番号は下記のとおりです。

TEL 0744-54-5550 FAX 0744-54-5551